

世田谷区は、がんの先進医療を受けられる
世田谷区民の方をサポートします



世田谷区

がん先進医療費 利子補給制度

世田谷区では、区が指定する金融機関で
がん先進医療費の融資を受ける場合、

350万円までのローンに

利子(固定金利 1.25%)相当額を

最大10年間助成します。

実質無利子で先進医療の
治療費を借りることが
できます。



重粒子線治療

対象となる医療

厚生労働省が定める先進医療のうちがんの治療を
目的とした医療

※陽子線治療、重粒子線治療など。詳細は世田谷区のホームページで
ご確認ください。

※先進医療と同一の治療であっても、厚生労働省が認定する医療機関
以外で治療を受けた場合は、対象になりません。

対象となるがん患者の方

国内でがんの先進医療を受ける予定で、利子補給金
承認申請時に、1年以上世田谷区に住所を有してい
る世田谷区民の方

※住民税を滞納していない方に限ります。

※申請は、対象となる方のほか、対象となる方の同世帯の方
または、3親等以内の親族の方も可能です。

区が指定する金融機関：昭和信用金庫、世田谷信用金庫

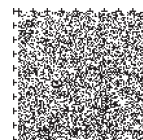
※昭和信用金庫、世田谷信用金庫は、世田谷区とがん先進医療費利子補給金交付事業に関して協定を取り交わしています。

下のマークは、目の不自由な
方のための「音声コード」です



【お問い合わせ・申請】
世田谷保健所 健康企画課

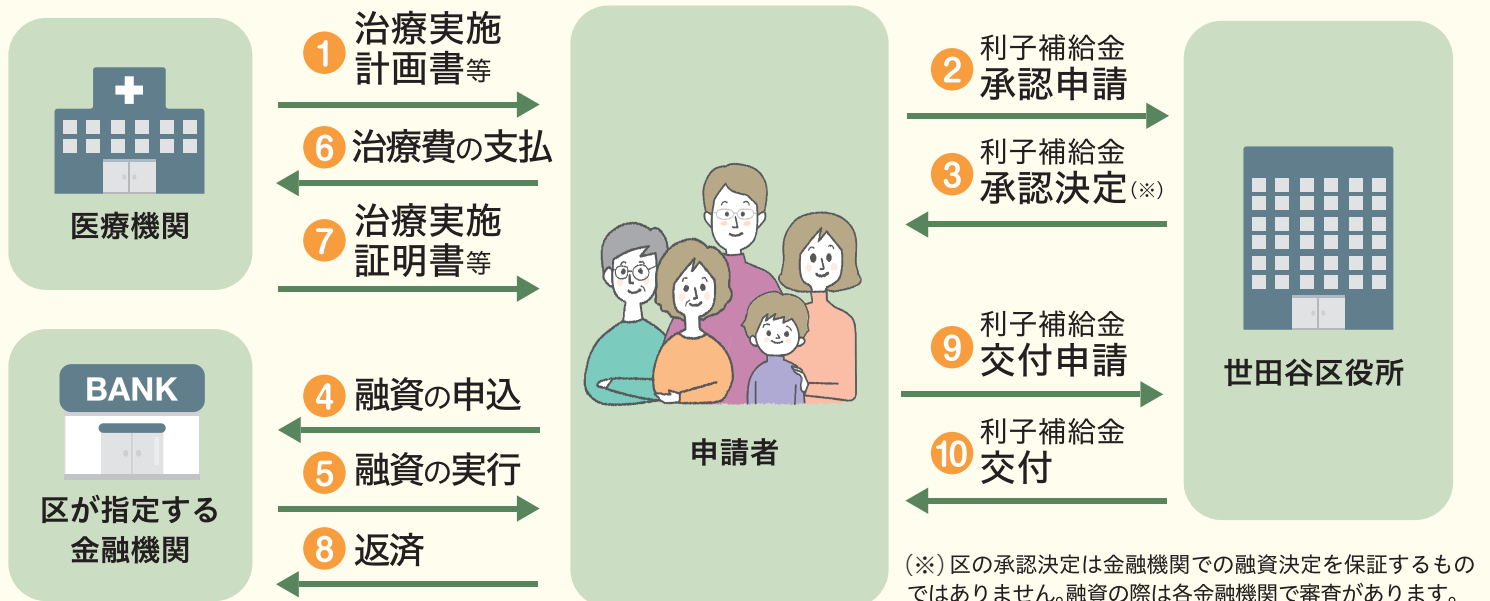
電話 03-5432-2447
FAX 03-5432-3019



事業概要

対象となるがん患者の方	次のすべてに該当する方が対象です <ul style="list-style-type: none"> ・国内でがんの先進医療を受ける予定のある方 ・利子補給金承認申請時に、1年以上世田谷区に住所を有している世田谷区民の方 ・住民税の滞納のない方
申請が可能な方	次のいずれかの方が対象です <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるがん患者の方 ・対象となるがん患者と同世帯の方 ・対象となるがん患者の3親等以内の親族の方
対象となる医療	厚生労働省が定める先進医療のうちがんの治療を目的とした医療 <small>※陽子線治療、重粒子線治療など。詳細は世田谷区のホームページでご確認ください。</small> <small>※先進医療と同一の治療であっても、厚生労働省が認定する医療機関以外で治療を受けた場合は、対象になりません。</small>
区が指定する金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和信用金庫（電話：0120-87-2315） ・世田谷信用金庫（電話：0120-87-0220）
金融機関での融資限度額	350万円以内 <small>※がんの先進医療費が350万円以下の場合、がんの先進医療費が融資限度額となります。</small>
金融機関での融資利率	固定金利 利率 1.25%（保証料 0.25%を含む）
金融機関での融資期間	3カ月以上10年以内

手続きの流れ



【お問い合わせ・申請】
世田谷保健所 健康企画課

電話 03-5432-2447
FAX 03-5432-3019